

解体特記仕様書		13. 交通安全確保		1. 再資源化等		1. 施工計画書	
<b>I 工事概要</b> 1. 工事番号・名称 2. 工事場所 3. 用途、地域等 4. 建物概要 5. 工事の内容 6. 棟別概要		・交通安全施設等の対策 ・有(監督員と協議) ※無 (1.3.7) ・工事の施工中に災害及び事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告すると共に、別に指示する。(1.3.8) ・施工中の環境保全等 ・施工計画中の環境対策の項目に環境配慮計画を記載し、現場においては特に環境に配慮する。(1.3.9) ・対象外工事( ) ・事故報告書を指示する期日までに監督員に提出する。		・特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年6月31日法律104号、以下「建設リサイクル法」という。)附帯令で定める建設工事に係る再資源化等に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により異なる場合は、監督員と協議するものとする。		分析調査を行う特別管理産業 廃棄物の種類 採取する部位 又は箇所等 採取する数量 備考	
<b>II 解体工事仕様</b> 1. 共通仕様 2. 特記仕様		16. 発生材の処理 ・建設廃棄物処理事項による ・指定管理者に引渡しを要するもの ( 資源アリの取扱い(1.3.10) - 土壌汚染対策法(1.3.10.1) - 資源アリの取扱い(1.3.10.2) - 土壌汚染対策法(1.3.10.3) ) ・引渡し物は、清掃及び水洗いをし別添の品目とする。		・分別解体等の方法 工程と作業内容及び解体方法 ①建設設備・内装材等 ②壁根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他( )		2. 特管理産業廃棄物の処理等 特別管理産業廃棄物の種類 処分場の名称等 所在地等 搬出距離	
1. 一般事項 2. 適用基準等		17. 建設リサイクル法 ・廃材が決定した業者は、建設リサイクル法第11条の規定による通知書、分別解体等命令で定める様式第1号別表1～3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を作成するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 ・上記第11条の規定による通知書の事項(変更がある場合は、変更後の内容)について下請業者に周知徹底すること。		・再資源化等 ・建設リサイクル法、建設副産物適正処理要綱等遵守し、マニフェストシステムにより適正処理すること。 ・下請人の指導 ・請負人は建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請人を指導すること。 ・20. 廃棄物の処理 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、マニフェストにより適正に処理すること。 ・21. フロンガスの回収 ・冷媒回収機、冷凍機、冷凍庫を撤去するときは、フロンガスを専門業者で回収・解体しその解体証明書を提出する。 24. 火災保険等 ・工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類 ・火災保険 ・建設工事保険 保険期間 ※工事着手から工事目的物引渡しまで 25. 関係法令等の遵守 ・請負人は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音・ほこり等)対策に係る諸申請書(騒音規制法・振動規制法等)に照らし合わせ、必要な手続きを行い、工事を施工すること。 26. 環境文化財その他の物件 ・工事施工にあたり、文化財その他埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告し、その後の措置は監督員に従う。 27. 不法無届局の排除 ・請負者は電法力を遵守し、不法無届局を搭載した車両を使用してはならない。		3. PCB含有シーリング材の処理 ・サンプリングの採取(1次分析) ・現場においてサンプルを採取する。 採取箇所 ・外壁目地 ・窓枠 採取箇所数 ・部材が異なる毎に1箇所 ・箇所 ・サンプリングの採取(2次分析) ・現場においてサンプルを採取する。 採取箇所 ・外壁目地 ・窓枠 採取箇所数 ・箇所 ・発生量より算出する。 分析回数( )回 1)採取作業はシーリング材が乾燥することのないよう注意して行う。 2)シーリング材は目的地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切断し、ただちにポリエチレン製の密封袋に保管し、No.及び採取場所を記入する。サンプルは1袋に1つづつ入れること。 3)カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取する毎に新しい部分に換えること。 4)シーリング材を切断した部分は必要に応じて補修すること。補修材料は特記仕様書による。 5)作業の危険等を避けるため保護用袋及び保護マスクを着用する。 6)休養後は衣服を洗濯しは必ず手洗いをし、回収物はサンプリング済とその他ごみで分別し、サンプリング済と同時にポリエチレン製の密封袋に入れる。 ・サンプルの分析 ・1次分析(シーリング材の種類)の調査 ・シーリング材の種類及びPCB含有率分析の要否判定報告書を作成し、採取したサンプルと併せて日本シーリング材工業会に送付し、分析を行うこと。 ・2次分析(PCB含有率調査) ・専門分析機関にサンプルを送付しPCB含有率分析を行うこと。	
1. 一般事項 2. 適用基準等		1. 仮囲い ・設ける(位置、延長等は図示) ・設けない ・方眼網板(H=3.000) ・波形網板(H= ) ・巻掛シート(H= ) 2. 騒音抑制等 ・防音パネル(H= ) ・防音シート(H= ) ・バスターン(W= ) ・シートコート(W= ) H= ) 3. 散水養生 ・建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。(2.2.1(4)) 4. 交通誘導員 ・配置する ・配置しない 5. 監督員事務所 ※設けない ・設ける ・既存建物内の一部を使用する。 ・構内に新設する(規模 m程度) ・備え付ける備品( )		2. 産業廃棄物広域認定制度 ・産業廃棄物法の産業廃棄物の広域的処理に係る特例による建設廃棄物の処理 (4.4.2)		4. 建設廃棄物の処理 種類 利用する場所(箇所)等 種類 所在地等	
3. 工事業績情報サービス(095)への登録 4. 施工体制 5. 技術管理 6. 現場管理 7. 電気保安技術者 8. 施工条件		2. 仮囲い ・設ける(位置、延長等は図示) ・設けない ・方眼網板(H=3.000) ・波形網板(H= ) ・巻掛シート(H= ) 2. 騒音抑制等 ・防音パネル(H= ) ・防音シート(H= ) ・バスターン(W= ) ・シートコート(W= ) H= ) 3. 散水養生 ・建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。(2.2.1(4)) 4. 交通誘導員 ・配置する ・配置しない 5. 監督員事務所 ※設けない ・設ける ・既存建物内の一部を使用する。 ・構内に新設する(規模 m程度) ・備え付ける備品( )		3. 最終処分 廃棄物の種類 施設名称 所在地 搬出距離 ・廃プラスチック類 ・防水アスファルト ・ガラスくず、陶磁器くず ・木くず ・非可燃性アスベスト含有建材(廃プラスチック) ・非可燃性アスベスト含有建材(ガラス、陶磁器くず類) ・炭石膏ボード 上記に示す未入れ施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては監督員と協議する。(4.5.1)		5. 特別管理産業廃棄物の処理等 ・除去処理工事 PCB含有したシーリング材の処理は次に示すほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により適切に行うこと。 1)工事にも先立ち施工計画書を作成し、監督員との承認を得ること。 2)シーリング材の除去防止として、扉蓋、開口部、換気口等に養生を行い作業区域からの飛散防止措置をとること。 3)作業員は保護マスク及び保護手袋を着用すること。 4)シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで切り取る。 5)断片を発生させた後、シーリング材及び除去物を回収しポリエチレン製の密封袋に入れ保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保護袋、保管場所を考慮し、監督員との承認を得たものとする。 6)除去及び回収状況について監督員との検査を受けること。 7)工事完了後、設計図書により不具合、又は不測の事態が発生した場合は監督員と協議する。	
9. 施工計画書の提出 10. 建築除却書の提出 11. 工事の記録 12. 施工中の安全確保		3. 仮囲い ・設ける(位置、延長等は図示) ・設けない ・方眼網板(H=3.000) ・波形網板(H= ) ・巻掛シート(H= ) 2. 騒音抑制等 ・防音パネル(H= ) ・防音シート(H= ) ・バスターン(W= ) ・シートコート(W= ) H= ) 3. 散水養生 ・建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。(2.2.1(4)) 4. 交通誘導員 ・配置する ・配置しない 5. 監督員事務所 ※設けない ・設ける ・既存建物内の一部を使用する。 ・構内に新設する(規模 m程度) ・備え付ける備品( )		4. 建設廃棄物の処理 種類 利用する場所(箇所)等 種類 所在地等		5. 特別管理産業廃棄物の処理等 ・除去処理工事 PCB含有したシーリング材の処理は次に示すほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により適切に行うこと。 1)工事にも先立ち施工計画書を作成し、監督員との承認を得ること。 2)シーリング材の除去防止として、扉蓋、開口部、換気口等に養生を行い作業区域からの飛散防止措置をとること。 3)作業員は保護マスク及び保護手袋を着用すること。 4)シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで切り取る。 5)断片を発生させた後、シーリング材及び除去物を回収しポリエチレン製の密封袋に入れ保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保護袋、保管場所を考慮し、監督員との承認を得たものとする。 6)除去及び回収状況について監督員との検査を受けること。 7)工事完了後、設計図書により不具合、又は不測の事態が発生した場合は監督員と協議する。	
1. 一般事項 2. 適用基準等		3. 仮囲い ・設ける(位置、延長等は図示) ・設けない ・方眼網板(H=3.000) ・波形網板(H= ) ・巻掛シート(H= ) 2. 騒音抑制等 ・防音パネル(H= ) ・防音シート(H= ) ・バスターン(W= ) ・シートコート(W= ) H= ) 3. 散水養生 ・建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。(2.2.1(4)) 4. 交通誘導員 ・配置する ・配置しない 5. 監督員事務所 ※設けない ・設ける ・既存建物内の一部を使用する。 ・構内に新設する(規模 m程度) ・備え付ける備品( )		4. 建設廃棄物の処理 種類 利用する場所(箇所)等 種類 所在地等		5. 特別管理産業廃棄物の処理等 ・除去処理工事 PCB含有したシーリング材の処理は次に示すほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により適切に行うこと。 1)工事にも先立ち施工計画書を作成し、監督員との承認を得ること。 2)シーリング材の除去防止として、扉蓋、開口部、換気口等に養生を行い作業区域からの飛散防止措置をとること。 3)作業員は保護マスク及び保護手袋を着用すること。 4)シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで切り取る。 5)断片を発生させた後、シーリング材及び除去物を回収しポリエチレン製の密封袋に入れ保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保護袋、保管場所を考慮し、監督員との承認を得たものとする。 6)除去及び回収状況について監督員との検査を受けること。 7)工事完了後、設計図書により不具合、又は不測の事態が発生した場合は監督員と協議する。	

<p>1. 施工調査</p> <p>2. 石綿粉じん濃度測定</p>	<p>・石綿含有建材の事前調査 (6.1.3) 工事着手に先立ち、目視及び写真とする設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の有無について調査する。 調査範囲 (対象部位) ・図示 ) 写真資料 ( )</p> <p>・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソファイト、クリソタイル、クロシドライト、トシモライト 分析方法</p> <table border="1" data-bbox="341 241 801 346"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材 料 名</th> <th colspan="2">定性分析</th> <th colspan="2">定量分析</th> </tr> <tr> <th>JIS A 1481-1または JIS A 1481-2</th> <th></th> <th>JIS A 1481-3 またはJIS A 1481-4</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取場所 ・図示 )</p> <p>測定時期、測定場所及び測定箇所数 (6.1.3)</p> <table border="1" data-bbox="341 451 801 682"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定箇所数 (各施工箇所ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定2</td> <td></td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定4</td> <td></td> <td>セキュリティゾーン入口</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定5</td> <td></td> <td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定6</td> <td></td> <td>処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定7</td> <td>処理作業後 (シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定8</td> <td>処理作業後シート</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定9</td> <td>撤去後1週間以降</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法 ・自動測定器による測定</p> <table border="1" data-bbox="341 745 801 798"> <thead> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・測定4</td> <td>粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粉じん自動測定器</td> </tr> <tr> <td>・測定5</td> <td>(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>・JIS K 3850-1に基づいた測定</p> <table border="1" data-bbox="341 829 801 976"> <thead> <tr> <th>測定名称</th> <th>メンブレンフィルタ直径 (mm)</th> <th>試料の吸引流量 (L/min)</th> <th>試料の吸引時間 (min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・測定4</td> <td>25</td> <td>5</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	定性分析		定量分析		JIS A 1481-1または JIS A 1481-2		JIS A 1481-3 またはJIS A 1481-4		-	-	箇所	-	箇所	-	-	箇所	-	箇所	-	-	箇所	-	箇所	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数 (各施工箇所ごと)	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 点	・	測定2		調査対象室外部の付近	計 点	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 点	・	測定4		セキュリティゾーン入口	計 点	・	測定5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	計 点	・	測定6		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計 点	・	測定7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点	・	測定8	処理作業後シート	処理作業室内	計 点	・	測定9	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 点	測定名称	測定方法	・測定4	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粉じん自動測定器	・測定5	(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定	測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引時間 (min)	・測定4	25	5	30	・				・	47	10	120	・				・	47	10	240	・				・															
材 料 名	定性分析		定量分析																																																																																																																										
	JIS A 1481-1または JIS A 1481-2		JIS A 1481-3 またはJIS A 1481-4																																																																																																																										
-	-	箇所	-	箇所																																																																																																																									
-	-	箇所	-	箇所																																																																																																																									
-	-	箇所	-	箇所																																																																																																																									
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数 (各施工箇所ごと)																																																																																																																									
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 点																																																																																																																									
・	測定2		調査対象室外部の付近	計 点																																																																																																																									
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 点																																																																																																																									
・	測定4		セキュリティゾーン入口	計 点																																																																																																																									
・	測定5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	計 点																																																																																																																									
・	測定6		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計 点																																																																																																																									
・	測定7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点																																																																																																																									
・	測定8	処理作業後シート	処理作業室内	計 点																																																																																																																									
・	測定9	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 点																																																																																																																									
測定名称	測定方法																																																																																																																												
・測定4	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粉じん自動測定器																																																																																																																												
・測定5	(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定																																																																																																																												
測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引時間 (min)																																																																																																																										
・測定4	25	5	30																																																																																																																										
・																																																																																																																													
・	47	10	120																																																																																																																										
・																																																																																																																													
・	47	10	240																																																																																																																										
・																																																																																																																													
・																																																																																																																													
<p>3. 石綿含有吹き付け材の除去</p> <p>4. 石綿含有保温材等の除去</p> <p>5. 石綿含有成形板の除去</p>	<p>除去対象範囲 ・図示 (6.3.1~4) 除去工法 ・改修標準仕様書9.1.3(2)(ア)による 除去した石綿含有吹き付け材等の飛散防止措置 ・遮蔽化 ・固形化 除去した石綿含有吹き付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>除去対象範囲 ・図示 (6.4.1~5) 除去工法 ・粉砕して除去 ・手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ・遮蔽化 ・固形化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様等</p> <table border="1" data-bbox="341 1239 801 1312"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>処理を行う範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・石綿含有保温材</td> <td></td> <td>・図示 )</td> </tr> <tr> <td>・石綿含有耐火被覆板</td> <td></td> <td>・図示 )</td> </tr> <tr> <td>・石綿含有耐熱材</td> <td></td> <td>・図示 )</td> </tr> </tbody> </table> <p>石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム系第1種以外)の除去 (6.5.1~4) 除去対象範囲 ・図示 ) 除去した石綿含有保温材の処分 石綿含有せっこうボード ・埋立処分(管理型最終処分場) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>石綿含有成形板(石綿含有けい酸カルシウム系第1種)の除去 除去対象範囲 ・図示 ) 養生方法 除去した石綿含有けい酸カルシウム系第1種の処分 ・埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板(下地調整材)の除去 除去対象範囲 ・図示 ) 養生方法 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・埋立処分(安定型最終処分場) ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)</p>	材 料 名	厚さ(mm)	処理を行う範囲	・石綿含有保温材		・図示 )	・石綿含有耐火被覆板		・図示 )	・石綿含有耐熱材		・図示 )																																																																																																																
材 料 名	厚さ(mm)	処理を行う範囲																																																																																																																											
・石綿含有保温材		・図示 )																																																																																																																											
・石綿含有耐火被覆板		・図示 )																																																																																																																											
・石綿含有耐熱材		・図示 )																																																																																																																											
<p>7 そ の 他</p>	<p>1. 委託契約 2. マニフェスト 3. その他</p> <p>・請負者(発出事業者)は建設廃棄物の適正処理をするため、発出事業者と収集事業者及び搬出事業者と処分業者で建設廃棄物処理委託契約(2者契約)を行い、その写しを監督員に提出すること。 ・「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」は、交付後、原本を監督員に提示すること。 ・労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を行い、作業員に徹底させること。 ・毎日工事打合せを実施し、公害及び第三者に対する事故防止に努めること。 ・工事請負者は、工事着手前に建設工事に必要な労働者を当該地域を管轄する公共職業安定所に届け出ること。 ・工事請負者は、公共職業安定所の紹介による失業者の雇用に努めること。</p>																																																																																																																												